

## 営繕工事における建設キャリアアップシステム試行要領

### (趣旨)

第1条 建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）は、建設技能者の技能や経験を蓄積し、処遇改善や現場管理を効率化しようとする制度であり、建設業界が魅力的な職場となり、担い手の中長期的な育成及び確保の促進を図るために、普及・活用が求められている。

本要領は、京都府が発注する営繕工事において、CCUSの活用を試行するために、必要な事項を定めたものである。

### (対象工事)

第2条 京都府が発注する営繕工事を対象とし、発注者がCCUSに取り組むことを指定する「発注者指定方式」、または受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSに取り組む旨を協議したうえで取り組む「受注者希望方式」のいずれかの方式による。

なお、対象工事は入札段階（現場説明書）で、CCUSの対象工事であることを明記する（別紙1参照）。

受注者は、CCUSの活用を行う場合、契約後、速やかに試行希望の意思を「工事打合簿」により監督職員に通知する。

### (試行内容)

第3条 受注者は、CCUSを活用する場合、以下の内容について取り組むものとする。

#### 【取組内容】

- ① 事業者登録
- ② 技能者登録
- ③ 現場登録（管理者ID登録）
- ④ 現場へのカードリーダー等の設置

※ ①～④全てを取り組むこと。

#### 【取組に対する履行状況確認の基準】

- ① 事業者登録すること（受注者のみの利用でも活用とみなす）
- ② 技能者1名以上の登録（受注者のみの利用でも活用とみなす）
- ③ 受注した現場の登録
- ④ 利用状況が確認できること（利用回数は問わない）

※ 履行状況の確認は「(一財)建設業振興基金：帳票名4-1現場契約情報」等により、完成検査までに監督職員に提示すること。

(工事成績評定)

第4条 CCUSの活用について、前条【取組内容】①～④全ての履行状況の確認ができた場合は、工事成績評定の創意工夫(主任監督員)において、1点加点する。

なお、履行の確認ができなかった場合における減点を行わない。ただし、総合評価競争入札で加算点を申請している場合は減点の対象とする。

(CCUS活用に係る費用)

第5条 CCUSに係る費用(登録料、機器設置費用、管理者ID及び現場利用料等)は、受注者が全額負担するものとし、設計変更の対象としない。

(その他)

第6条

(1) 受発注者を対象としたアンケート調査を実施する。現場技術者は、完成検査までにアンケートを監督職員へ提出すること。監督職員は、現場技術者から受け取ったアンケートに発注者分を添え、速やかに建設交通部 営繕課 建設設備管理係 まで提出すること。

(2) 本要領(案)に記載されていない事項については、建設交通部 営繕課 建設設備管理係 に相談すること。

附則

本要領は、令和4年11月1日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用する。

本要領は、令和6年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用する。